

平成27年度 第2回 久留米市地域公共交通会議 議案等

《協 議》

- | | | | |
|-------|---|-------|-----|
| 協議第2号 | 平成26年度久留米市地域公共交通会議決算について | ----- | P 1 |
| 協議第3号 | 久留米市地域公共交通会議設置要綱の改定について | ----- | P 4 |
| 協議第4号 | 平成27年度久留米市地域公共交通会議事業計画及び予算について | ----- | P10 |
| 協議第5号 | 平成28年度久留米市生活交通確保維持計画
(久留米市地域内フィーダー系統確保維持計画)
の策定について | ----- | P14 |

《報 告》

- | | | | |
|-------|---|-------|-----|
| 報告第1号 | 平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業））の交付決定について | ----- | P15 |
| 報告第2号 | 平成27年度久留米市生活交通確保維持改善計画（地域公共交通バリア解消促進等事業）の策定について | ----- | P17 |
| 報告第3号 | 「よりみちバス」の検討状況について | ----- | P19 |
| 報告第4号 | 久留米市地域公共交通網形成計画の策定状況について | ----- | P23 |

協議第 2 号

平成 26 年度久留米市地域公共交通会議決算について

久留米市地域公共交通会議財務要領第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度の久留米市地域公共交通会議決算について、別紙のとおり承認を求める。

平成 27 年 6 月 26 日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

平成26年度久留米市地域公共交通会議決算について

1. 歳入

款	項	予算案 A	収入済額 B	差引増減 B-A	備考
1負担金	1負担金	0	864	864	久留米市負担金
2補助金	1補助金	15,792,136	15,141,600	▲ 650,536	国庫補助(増減は実績精算に基づく)
3繰越金	1繰越金	0	0	0	
4諸収入	1預金利息	0	0	0	
	2雑入	0	0	0	
歳入計		15,792,136	15,142,464	▲ 649,672	

【補助金内訳：確定額】《地域公共交通確保維持改善事業費補助金》

- ① 平成26年度 地域公共交通調査事業 10,130,400円
- ② 平成26年度 地域公共交通再編調査事業 5,011,200円

2. 歳出

款	項	予算案 A	流用額 B	決算額 C	差引増減 A+B-C	備考
1運営費	1会議費	650,536	▲ 864	0	649,672	会議費は久留米市会計より支出
	1事務費		864	864	0	委託費振込手数料
2事業費	1事業費	15,141,600	0	15,141,600	0	形成計画、再編実施計画委託費
	2事業費補助	0	0	0	0	
3予備費	1予備費	0	0	0	0	
歳出計		15,792,136	0	15,142,464	649,672	
次年度繰越金				0		
歳出合計		15,792,136	0	15,142,464	649,672	

【事業費内訳：確定額】

- ① 久留米市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託 10,130,400円
- ② 久留米市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託 5,011,200円

歳入合計 15,142,464円 - 歳出合計 15,142,464円 = 残高0円

3. 監事による会計監査

久留米市地域公共交通会議設置要綱第9条第3項に基づく会計監査

○監査日：平成27年6月11日


○監事：久留米市校区まちづくり連絡協議会長 吉田 輝彰
：久留米商工会議所中小企業相談所地域振興課長 古家 美恵子

監査報告書

久留米市地域公共交通会議設置要綱第9条第3項の規定により、平成26年度久留米市地域公共交通会議の会計事務について監査を行った結果、計数は正確であり、適切に執行されていることを認めます。

平成 27年 6月 11日

久留米市地域公共交通会議

監事 吉田 輝彰 

平成 27年 6月 11日

久留米市地域公共交通会議

監事 古家 美恵子 

協議第3号

久留米市地域公共交通会議設置要綱の改定について

久留米市地域公共交通会議設置要綱の改定について、別紙のとおり承認を求める。

平成27年 6月26日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正案 (改正部：朱書き)	現行要綱 (H26.6.24策定) (改正該当部：青書き)	備考 (変更点)
<p>(目的)</p> <p>第1条 久留米市地域公共交通会議 (以下「交通会議」という。) は、次に掲げる事項を協議するため設置する。</p> <p>(1) 道路運送法 (昭和26年法律第183号) の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項</p> <p>(2) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱 (平成23年3月30日国総計第97号ほか) 第2条第1項に規定される生活交通確保維持改善計画又は第2条第2項に規定される地域公共交通確保維持事業に関する事項</p> <p>(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。) 第3条の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 久留米市地域公共交通会議 (以下「交通会議」という。) は、次に掲げる事項を協議するため設置する。</p> <p>(1) 道路運送法 (昭和26年法律第183号) の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項</p> <p>(2) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱 (平成23年3月30日国総計第97号ほか) 第2条第1項に規定される生活交通ネットワーク計画又は第2条第2項に規定される地域公共交通確保維持事業に関する事項</p> <p>(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。) 第3条の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項</p>	<p>○国庫補助の要綱の改正 (平成27年4月9日) において、計画の名称が変更になったため。</p>
<p>(事務所)</p> <p>第2条 交通会議の事務所は福岡県久留米市城南町15番地3に置く。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 交通会議の事務所は福岡県久留米市城南町15番地3に置く。</p>	
<p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること</p> <p>(2) 生活交通確保・維持・改善のための事業に関すること</p> <p>(3) 活性化再生法第5条に規定される地域公共交通網形成計画 (以</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること</p> <p>(2) 生活交通確保・維持・改善のための事業に関すること</p> <p>(3) 活性化再生法第5条に規定される地域公共交通網形成計画 (以</p>	

改正案 (改正部：朱書き)	現行要綱 (H26.6.24策定) (改正該当部：青書き)	備考 (変更点)
<p>下「形成計画」という。)の策定及び変更の協議に関すること</p> <p>(4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること</p> <p>(5) 形成計画に定められた事業の実施に関すること</p> <p>(6) 前5号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと</p> <p>(7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること</p>	<p>下「形成計画」という。)の策定及び変更の協議に関すること</p> <p>(4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること</p> <p>(5) 形成計画に定められた事業の実施に関すること</p> <p>(6) 前5号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと</p> <p>(7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること</p>	
<p>(組織)</p> <p>第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 久留米市長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 鉄道事業者</p> <p>(4) 一般社団法人福岡県バス協会</p> <p>(5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体</p> <p>(6) 市民又は利用者の代表</p> <p>(7) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(9) 道路管理者</p> <p>(10) 公安委員会又は交通管理者</p> <p>(11) 学識経験者</p> <p>(12) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 久留米市長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 鉄道事業者</p> <p>(4) 一般社団法人福岡県バス協会</p> <p>(5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体</p> <p>(6) 市民又は利用者の代表</p> <p>(7) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(9) 道路管理者</p> <p>(10) 公安委員会又は交通管理者</p> <p>(11) 学識経験者</p> <p>(12) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者</p>	
<p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	
<p>(臨時委員)</p> <p>第6条 特定の地域に関すること、または、特別な事項を協議・調整</p>	<p>(臨時委員)</p> <p>第6条 特定の地域に関すること、または、特別な事項を協議・調整さ</p>	

改正案 (改正部：朱書き)	現行要綱 (H26.6.24策定) (改正該当部：青書き)	備考 (変更点)
<p>させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて交通会議に出席する。</p> <p>3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。</p>	<p>せるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて交通会議に出席する。</p> <p>3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。</p>	
<p>(オブザーバー委員)</p> <p>第7条 交通会議のオブザーバー委員は、交通会議が必要と認める者とし、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。</p> <p>2 第4条第10号に規定する委員は、第3条第1号及び第2号に規定する事項を協議する際はオブザーバー委員とする。</p>	<p>(オブザーバー委員)</p> <p>第7条 交通会議のオブザーバー委員は、交通会議が必要と認める者とし、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。</p> <p>2 第4条第10号に規定する委員は、第3条第1号及び第2号に規定する事項を協議する際はオブザーバー委員とする。</p>	
<p>(役員の定数及び選任)</p> <p>第8条 交通会議に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 監事 2名</p> <p>2 会長は、第4条第1号に規定する委員をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、委員の中から会長が指名する。</p> <p>4 監事は、別途、久留米市地域公共交通会議財務要領(以下「財務要領」という。)を策定した場合、委員の中から会長が指名する。</p> <p>5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。</p>	<p>(役員の定数及び選任)</p> <p>第8条 交通会議に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 監事 2名</p> <p>2 会長は、第4条第1号に規定する委員をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、委員の中から会長が指名する。</p> <p>4 監事は、別途、久留米市地域公共交通会議財務要領(以下「財務要領」という。)を策定した場合、委員の中から会長が指名する。</p> <p>5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。</p>	<p>○平成26年度に久留米市地域公共交通会議財務要領が策定されたため、消去する。</p>
<p>(役員の職務)</p> <p>第9条 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 監事は、交通会議の会計監査を</p>	<p>(役員の職務)</p> <p>第9条 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 監事は、交通会議の会計監査を</p>	

改正案 (改正部：朱書き)	現行要綱 (H26.6.24策定) (改正該当部：青書き)	備考 (変更点)
<p>行う。</p> <p>4 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。</p>	<p>行う。</p> <p>4 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。</p>	
<p>(交通会議の運営)</p> <p>第10条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 交通会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければならない。これを開くことができない。</p> <p>3 交通会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>5 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに交通会議に到着しないときは、無効とする。</p> <p>6 交通会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>7 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p>	<p>(交通会議の運営)</p> <p>第10条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 交通会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければならない。これを開くことができない。</p> <p>3 交通会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>5 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに交通会議に到着しないときは、無効とする。</p> <p>6 交通会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>7 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p>	
<p>(書面による決議)</p> <p>第11条 交通会議は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。</p> <p>(1) 交通会議に提案され、協議・調整を行った地域の需要に即した乗合運送サービス事業のうち、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更</p> <p>(2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項</p> <p>(3) 事前に交通会議において書面によ</p>	<p>(書面による決議)</p> <p>第11条 交通会議は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。</p> <p>(1) 交通会議に提案され、協議・調整を行った地域の需要に即した乗合運送サービス事業のうち、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更</p> <p>(2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項</p> <p>(3) 事前に交通会議において書面によ</p>	

改正案 (改正部：朱書き)	現行要綱 (H26.6.24策定) (改正該当部：青書き)	備考 (変更点)
<p>る決議の了承を受けている事項</p> <p>2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の交通会議において、その内容を報告しなければならない。</p>	<p>る決議の了承を受けている事項</p> <p>2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の交通会議において、その内容を報告しなければならない。</p>	
<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>	<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>	
<p>(分科会)</p> <p>第13条 第3条各号に掲げる事項について、特定地域の取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(分科会)</p> <p>第13条 第3条各号に掲げる事項について、特定地域の取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>	
<p>(事務局)</p> <p>第14条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、久留米市都市建設部交通政策課に置く。</p> <p>3 事務局には事務局長、事務局員を置き会長が定めた者を充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第14条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、久留米市都市建設部交通政策課に置く。</p> <p>3 事務局には事務局長、事務局員を置き会長が定めた者を充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	
<p>(経費及び財務)</p> <p>第15条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。</p> <p>2 交通会議の開催に係る経費は、久留米市において負担する。</p> <p>3 その他交通会議に予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(経費及び財務)</p> <p>第15条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとするが、財務要領による定めのない場合は久留米市において負担する。</p> <p>2 その他交通会議に予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>○交通会議の開催に係る経費(会場使用料、謝金、費用弁償等)については久留米市が負担(事務処理)を行うことを明記。</p>
<p>(その他)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>	

協議第 4 号

平成 27 年度久留米市地域公共交通会議の事業計画及び予算について

久留米市地域公共交通会議財務要領第 2 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年度久留米市地域公共交通会議の事業計画及び予算について、別紙のとおり承認を求め
る。

平成 27 年 6 月 26 日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

平成27年度久留米市地域公共交通会議の事業計画及び予算について

1. 事業計画

久留米市地域公共交通網形成計画に基づき、以下の事業を実施する。

- ① 市街地フリー乗車券等の導入の検討
- ② 企画乗車券等の新設（バスパック事業）
- ③ 公共交通に関する分かりやすい情報提供の実施（公共交通マップ）
- ④ 久留米市地域公共交通再編実施計画策定

1) 市街地フリー乗車券等の導入の検討 参考資料2 参照

【概要】 公共交通を利用して市街地内を自在に移動できる交通環境を整えるため、多様な施設等が立地する久留米市中心拠点周辺を“フリーエリア”として設定し、エリア内のバス停であれば一日に何度でも乗り降りできる「市街地フリー乗車券」などの導入を検討。

【事業費】 800千円（乗車券・チラシの作成等の費用）

2) 企画乗車券等の新設（バスパック事業） 参考資料2 参照

【概要】 公共交通の新たな利用需要の獲得に向けて、沿線に観光地・観光施設が立地するバス路線（草野線）を対象として、対象エリア内の施設利用割引特典などをセットにした「企画乗車券：バスパック」を新設し、観光振興による地域の活性化や公共交通の利用促進を図る。

【事業費】 650千円（乗車券・チラシ、ポスターの作成等の費用）

参考資料2 参照

3) 公共交通に関する分かりやすい情報提供の実施（公共交通マップ）

【概要】 久留米市の地域公共交通に関する情報を分かりやすく整理した「公共交通マップを作成（更新）し、前述したモビリティ・マネジメント施策などで活用するとともに、公民館や行政窓口などで広く配布することで、公共交通の利用促進を図る。

【事業費】 1,500千円（平成28年度版への更新と印刷費用）

(補足)地域公共交通再編実施計画：具体的な実施計画（路線、ダイヤの見直しや新たなサービスの導入など）を記載した計画

4) 久留米市地域公共交通再編実施計画策定 参考資料2 参照

【概要】平成26年度に素案を策定した久留米市地域公共交通再編実施計画（以下、「再編計画」という。）について、調査・検討を進め、事業の追加、修正を行う。

【事業費】 8,908千円

【実施方式】 コンサルタント
及び運行事業者に委託

事業費内訳概要

- 北野線社会実験 4,500千円
- 移動需要調査(外環沿線) 1,000千円
- その他再編計画(素案)見直し 3,408千円

素案の概要と素案修正に向けた調査・検討項目

路線見直し(再編)に向けた取り組みの方向性と概要		平成26年度素案に記載した事業	平成27年度再編計画策定のための調査・検討
① 中心拠点の回遊性向上に向けた取り組み	中心拠点を対象とし、誰もが快適に中心拠点内を移動できる回遊性の高い交通環境の構築に向けた再編を推進	事業者と継続協議 [記載事業なし]	○平成26年度に実施した移動需要結果に基づき、補足調査を実施し路線見直しの可能性を検討
② 移動手段の維持・効率化に向けた取り組み	将来に亘って移動手段を確保・維持していく観点から、利便性向上策や効率性向上に向けた再編を推進	事業者と継続協議 [記載事業なし]	○北野地域よりみちバスと路線バス「北野線」により利用者利便性を高める社会実験を実施し、路線の見直しを検討
③ 潜在的な需要への対応	現状の放射状の公共交通ネットワークでは対応できない“潜在的な移動需要”への対応に向けた再編を推進	事業者と継続協議 [記載事業なし]	○平成26年度に実施した移動需要結果に基づき、補足調査を実施し路線見直しの可能性を検討
④ 公共交通空白地域への対応	公共交通空白地域(計7地域:地域生活拠点)を対象に、地域公共交通ネットワークの一端を担う生活支援交通「よりみちバス」等の導入を推進	○北野地域よりみちバス事業計画(仮計画) ○城島地域よりみちバス事業計画(仮計画)	○北野地域よりみちバス事業計画(実施計画へ見直し) ○城島地域よりみちバス事業計画(実施計画へ見直し)

2. 予 算

1) 歳 入

款	項	金 額(単位:円)
1 負担金	1 負担金	2,960,000
2 補助金	1 補助金	8,908,000
3 繰越金	1 繰越金	0
4 諸収入	1 預金利息	0
	2 雑入	0
歳入合計		11,868,000

○負担金は、久留米市負担金

○補助金は、国庫補助（平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業））

2) 歳 出

款	項	金 額(単位:円)
1 運営費	1 会議費	0
	2 事務費	10,000
2 事業費	1 事業費	11,858,000
	2 事業費補助	0
3 予備費	1 予備費	0
歳出合計		11,868,000

○事業内訳

- | | |
|-------------------------|------------|
| ①市街地フリー乗車券等の導入の検討 | 800,000円 |
| ②企画乗車券等の新設（バスパック事業） | 650,000円 |
| ③久留米市広域定住自立圏地域公共交通マップ更新 | 1,500,000円 |
| ④久留米市地域公共交通再編実施計画策定 | 8,908,000円 |

再編計画策定事業費内訳概要

- | | |
|------------------|---------|
| ○ 北野線社会実験 | 4,500千円 |
| ○ 移動需要調査(外環沿線) | 1,000千円 |
| ○ その他再編計画(素案)見直し | 3,408千円 |

計 11,858,000円

※①～③については市負担金、④は国補助金を財源とする。

協議第5号

平成28年度久留米市生活交通確保維持計画
(久留米市地域内フィーダー系統確保維持計画)の策定について

平成28年度久留米市生活交通確保維持計画(久留米市地域内フィーダー系統確保維持計画)の策定について、別紙(資料2)のとおり承認を求める。

平成27年 6月26日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

報告第1号

**平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業))の交付決定について**

平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業))の補助金交付申請を行い、補助金交付決定を受けたので、別紙のとおり報告する。

平成27年 6月26日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業))の交付決定について

1. 地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業)補助金について

地域公共交通再編実施計画の策定調査に要する費用に対する国庫補助(定額補助)

2. 補助金交付申請の目的と事業概要

【目的】

久留米市地域公共交通会議では、平成26年度に『久留米市地域公共交通再編実施計画(素案)(以下、「再編実施計画素案」という。)]を策定しているが、引き続き調査・検討を進め、本市の実情に即した持続可能な公共交通網となるよう再編実施計画素案の修正を行うもの。

【事業概要】・主な申請(調査)事項

- ① 生活支援交通の導入検討
- ② 路線バスの維持、利用促進に向けた社会実験の実施
- ③ 中心拠点周辺における公共交通のあり方の調査・研究
- ④ 中心拠点における公共交通のあり方の調査・研究
- ⑤ 久留米市地域公共交通再編実施計画(素案)の修正

3. 交付決定額

8,908,000円

報告第2号

**平成27年度久留米市生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通バリア解消促進等事業)の策定について**

書面により開催した平成27年度第1回久留米市地域公共交通会議において決議を行った、平成27年度久留米市生活交通確保維持改善計画(地域公共交通バリア解消促進等事業)の策定について、別紙のとおり報告する。

平成27年 6月26日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

平成27年度久留米市生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通バリア解消促進等事業)の策定について

■ 平成27年度第1回久留米市地域公共交通会議書面協議結果

1) 協議事項

- 協議第1号 平成27年度久留米市生活交通確保維持改善計画(地域公共交通バリア解消促進等事業)の策定について

2) 書面協議日

- 平成27年5月27日

3) 協議結果

- 協議第1号 原案通り承認

賛成：26委員 反対：0委員

賛否表明しない旨を通知：1委員

※委員：委員26名、臨時委員1名(計27名)

(参考) 平成27年度久留米市生活交通確保維持改善計画

(1) 計画概要

国庫補助を活用したバリア解消促進等事業として次の事業を実施する。

- | | |
|--------------------|----|
| ①ノンステップバス導入 | 1台 |
| ②高規格化停留所設置 | 1基 |
| ③バスロケーションシステム表示機設置 | 6基 |

(2) 計画期間

平成27年6月1日～平成28年3月31日

(3) 事業費用

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①ノンステップバス導入 | 総事業費 21,000 千円 |
| ②高規格化停留所設置 | 総事業費 4,505 千円 |
| ③バスロケーションシステム表示機設置 | 総事業費 8,870 千円 |

報告第3号

生活支援交通「よりみちバス」の導入検討状況について

生活支援交通「よりみちバス」の導入検討状況について、別紙のとおり報告する。

平成27年 6月26日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

生活支援交通「よりみちバス」の導入検討状況について

1. 生活支援交通「よりみちバス」の導入について

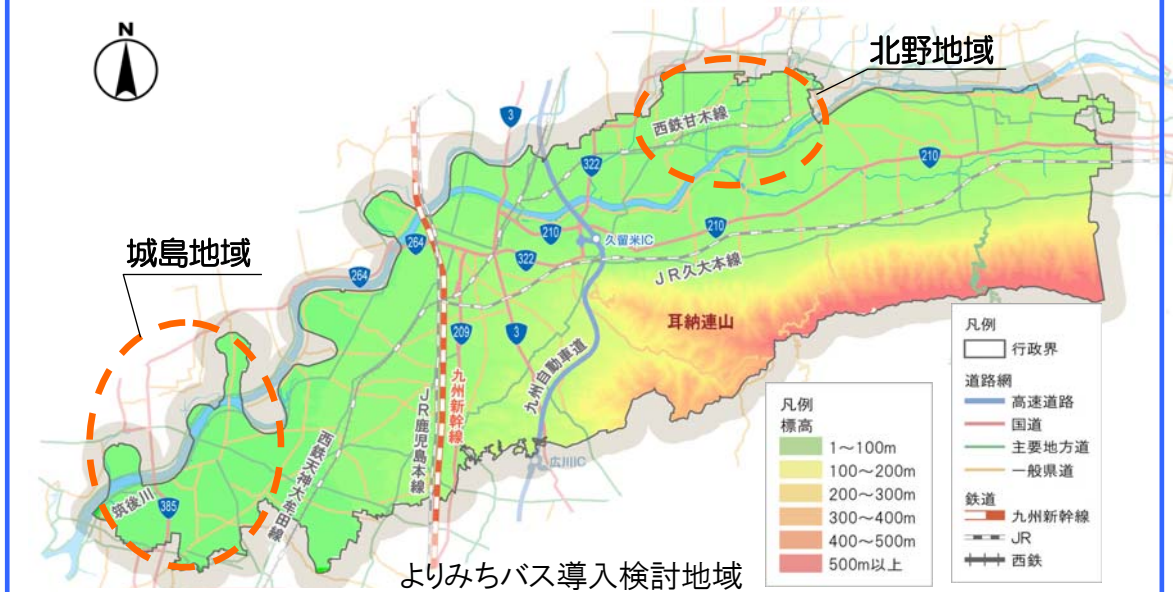
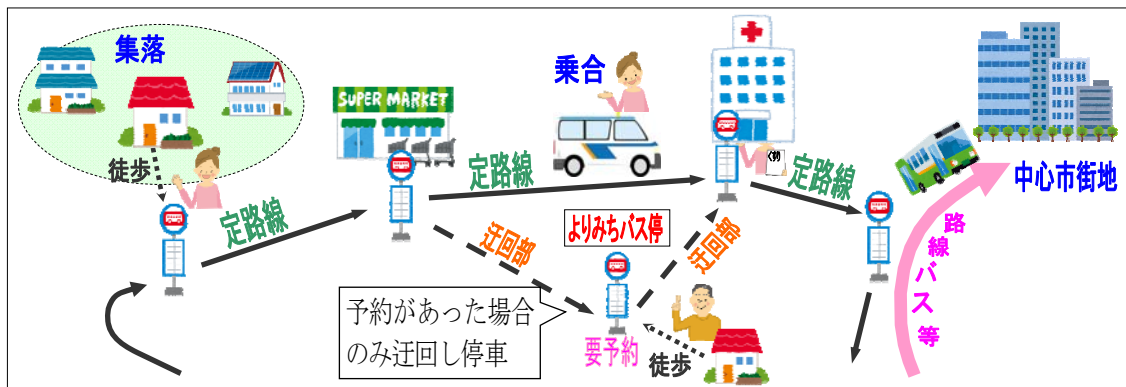
久留米市では、公共交通の利用が不便な地域に対して、コミュニティバスを基本とした生活支援交通「よりみちバス」の導入を進めている。

本年度は城島地域及び北野地域において、「よりみちバス」の導入や運営、利用促進に関する検討を行う生活交通検討会（委員：校区コミュニティ組織代表、児童委員・民生委員、利用者代表〔女性の会、老人会等〕、地域商工会など）を立ち上げていただき、導入に向けた検討を行っている。

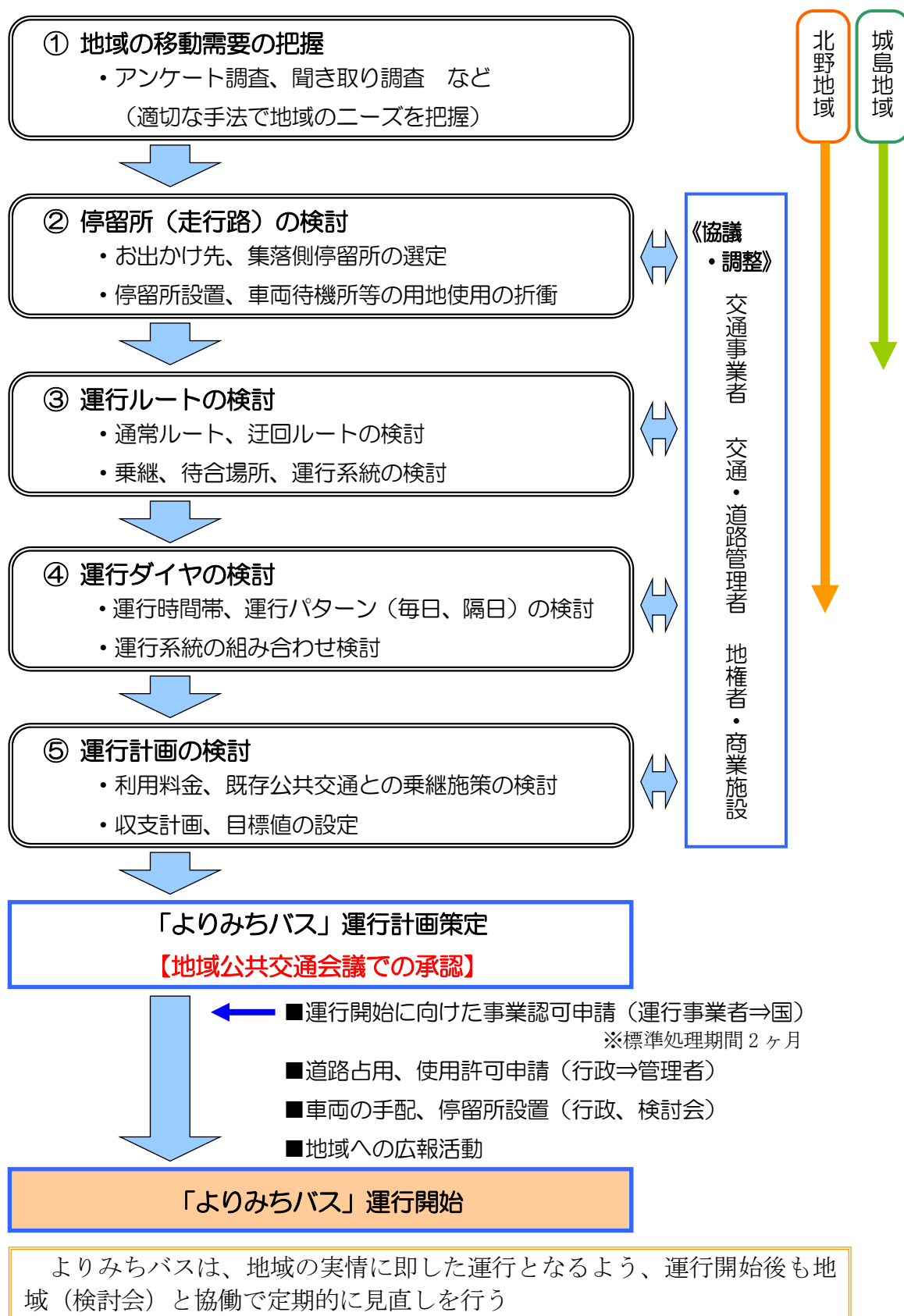
『よりみちバス』の特徴

- ① 通常は路線バスと同じく、決まった路線を決まった時間に運行
- ② 決まった路線のバス停以外にも「よりみちバス停」を設置することが可能
- ③ よりみちバス停での利用がある場合は、迂回して運行
- ④ 既存路線バスや鉄道に接続し、中心市街地等へ乗り継いで行ける

『よりみちバス』運行イメージ



2. 導入までの流れ



①城島地域の取り組み（地域の検討組織：城島地域生活交通検討会）

取組み	内 容
H26.9.9 第1回検討会	委員の紹介や検討会の規約の策定、座長の選任等を行うとともに、「よりみちバス」や地域の公共交通に関する説明を行う。
H26.10.15～31 アンケート実施	地域住民の移動実態に関するアンケートを行う。 ・全世帯(約 3,900 戸)配布、回収 597 枚(回収率 15%)
H26.10.27 第2回検討会	これまで城島地域で実施した生活支援交通についての利用状況、課題等について説明
H26.12.18 第3回検討会	アンケート集計結果の報告を行うとともに、停留所設置や運行ルート設定に関する基本事項の説明を行う。
H27.4.22 第4回検討会	各校区からの停留所希望箇所を基に、概略の停留所位置や走行路についてたたきを提示する。
H27.6.1 第5回検討会	停留所位置、走行路のたたきを基に地域と立ち合いを行った結果を報告する。

②北野地域の取り組み（地域の検討組織：北野地域生活交通検討会）

取組み	内 容
H26.8.8 第1回検討会	委員の紹介や検討会の規約の策定、座長の選任等を行うとともに、「よりみちバス」や地域の公共交通に関する説明を行う。
H26.9.1～12 アンケート実施	地域住民の移動実態に関するアンケートを行う。 ・全世帯(約 5,300 戸)配布、回収 1,403 枚(回収率 27%)
H26.10.3 第2回検討会	アンケート集計結果の報告(途中報告)を行うとともに、停留所設置や運行ルート設定に関する基本事項の説明を行う。
H26.10.29 第3回検討会	アンケート集計結果の報告を行い、停留所設置位置の協議を行う。
H26.11.21 第4回検討会	アンケート集計結果等を基に地域で停留所設置場所や走行路を検討した結果から、停留所、走行路の素案を作成する。
H26.12.25 第5回検討会	よりみちバス早期運行開始に向けて検討スケジュールについて協議を行う(運行開始の目安:平成 27 年 7 月)。
H27.1 中旬	ワンボックス車両を用いた試走等を実施し、停留所の設置場所を検討するとともに、停留所設置等に関する折衝を行う。
H27.5.7 第6回検討会	停留所(走行路)の案を検討するとともに、仮のダイヤを参考にして運行ルート(運行系統)の素案を協議する。
H27.6.17 第7回検討会	停留所(走行路)の地権者承諾等の状況を報告するとともに、運行系統・ダイヤについて協議する。

報告第4号

久留米市地域公共交通網形成計画の策定状況について

久留米市地域公共交通網形成計画の策定状況について、別紙のとおり報告する。

平成27年 6月26日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通網形成計画の策定状況について

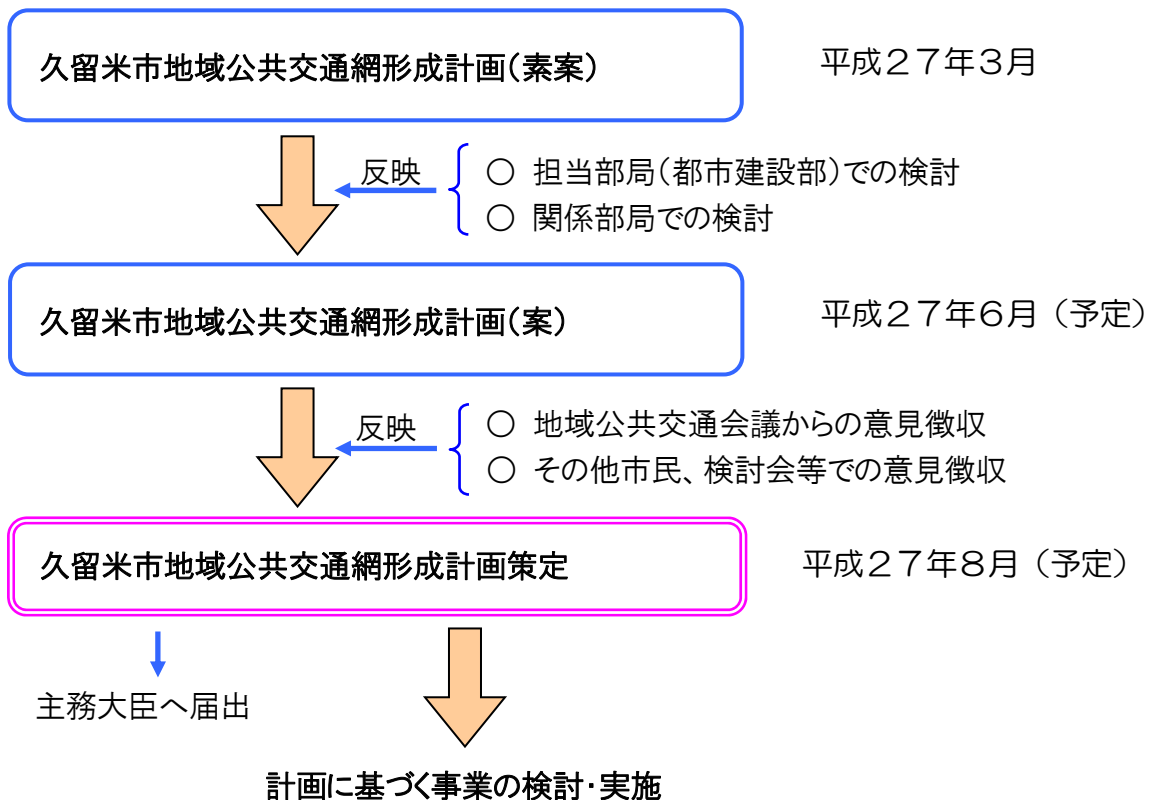
1. 地域公共交通網形成計画について

- まちづくりと一体となって、持続可能な公共交通ネットワークサービスを形成するための基本計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画）
- 久留米市では、平成25年2月に策定した「久留米市都市交通マスタープラン」の都市交通の基本方針、施策の方向性を具体的に実施する実施計画として策定

2. 久留米市地域公共交通網形成計画（素案）策定経過

H26.6.24	第1回交通会議	・形成計画の策定について協議
H26.10.10	第3回交通会議	・業務委託する内容について協議
H27.1.15	第4回交通会議	・計画策定の方針、方向性について協議
H27.3.23	第5回交通会議	・計画素案についての協議、策定 ・久留米市地域公共交通会議から久留米市へ素案の提出

3. 久留米市地域公共交通網形成計画の検討状況



4. 久留米市地域公共交通網形成計画（案）主な変更点

1) 関連計画、関連分野との連携等に関する記載表現等の変更

- 久留米市で策定している各種計画において、地域公共交通に求められる役割についての記載を関係部局と調整して修正
- 地域公共交通と関連する分野（観光、福祉、教育等）との連携に関する考え方の記載を関係部局と調整して修正

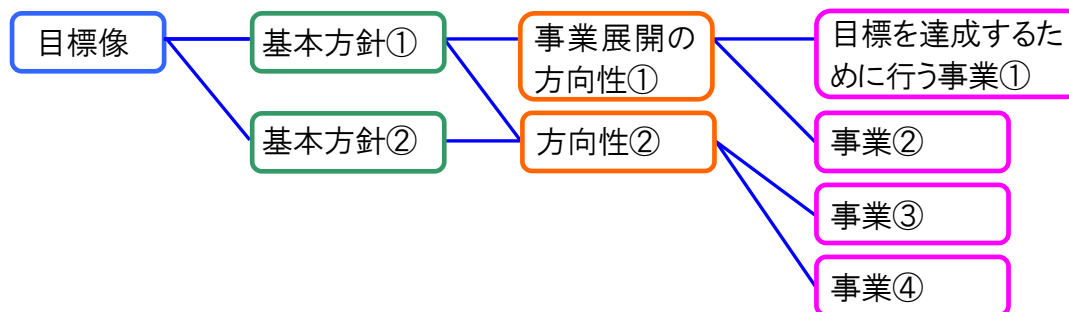
2) 数値目標の目標値等の変更

- 久留米市の温室効果ガス排出量については、平成27年6月に国が発表した2030年度に向けた国内の温室効果ガス排出量削減目標値を踏まえて設定するため、現時点では記載しない

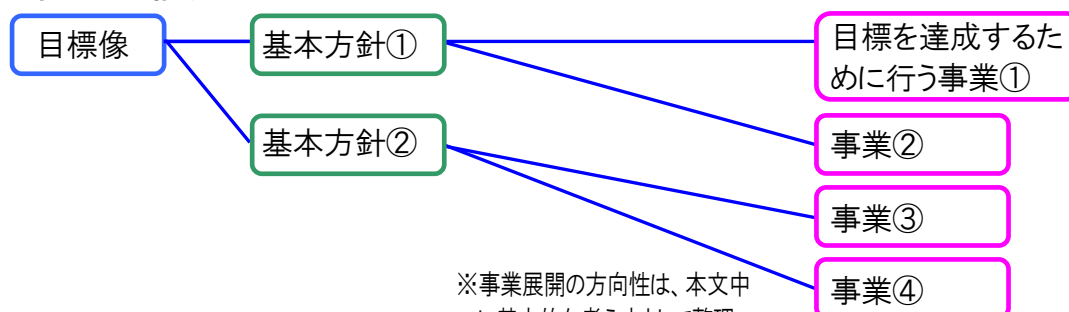
3) 目標を達成するために行う事業の記載方法を変更

- 素案では、「基本方針」から「事業展開の方向性」を示し、事業展開の方向性から「目標を達成するために行う事業」を整理していたが、「基本方針」と「目標を達成するために行う事業」の関係が分かりにくいため記載方法を変更

■ 素案の計画構成



■ 案の計画構成 (基本方針と目標を達成するために行う事業の関係を分かりやすく再整理)



※事業展開の方向性は、本文中に基本的な考え方として整理